

石井町得々情報 令和元年度版

・健康 ・長寿 ・福祉
・お家のこと ・住民サービス
については、裏面へ

子育て支援施策

【子育て支援課】 TEL:088-674-1623

- ・放課後児童支援(学童保育)
昼間保護者のいない家庭の児童に安心して過ごせる場を提供します。
- ・病児保育支援
病気中等の児童を家庭で保育できない場合、広域協定で保育を行います。
- ・地域子育て支援拠点事業
乳幼児を子育て中の保護者に育児相談等の情報提供を行っています。

【学校教育課】 TEL:088-674-7505

- ・幼稚園を卒業した後の春休み預かり支援
卒園後も年度中は幼稚園で預かります。
- ・幼稚園預かり保育支援
降園後も、家庭で保育できない幼児を預かります。
- ・幼稚園給食の実施
幼稚園児に対し給食を実施。保護者の負担軽減します。
- ・いい英語大好き支援
幼稚園・小学校を対象に英語の巡回指導を行っています。



【子育て支援課】 TEL:088-674-1623

- ・出産祝金
第1子**3万円** 第2子**5万円** 第3子以降**10万円**
- ・入学支度金(支給要件)
(ひとり親に対して)小学校又は中学校入学時 **3万円**
- ・子どもはぐくみ医療費助成
0~3歳未満児の通院 ・ 0~6歳未満児の入院
(保険適用分) **無料**
3歳~中学校修了までの通院・6歳~中学校修了までの入院
(1レセプト) **600円**
- ・多子世帯保育料補助(4月現在)
幼稚園・保育所・認定こども園に通う第2子の保育料
(第1子条件あり) **半額又は無料**

【健康増進課】 TEL:088-674-0001

- ・子育て世代包括支援センター事業
妊産婦や子育て中の保護者・家族の無料相談を行っています。
- ・乳幼児歯科継続健診・フッ素塗布・歯磨き指導
徳島大学大学院の小児歯科学分野と協力してむし歯予防のための指導を行っています。(8・9ヶ月児から5歳児まで)
※必要時、保健師・管理栄養士への相談も実施しています。

【健康増進課】 TEL:088-674-0001

健康

- ・このとり応援事業(不妊治療)
 - 1年度目 1回につき **15万円** (上限)
 - 2年度目以降 **7.5万円** (上限)
- ・予防接種
 - 高校受験を控えた中学3年生のインフルエンザワクチン接種
(平成30年度**3,300円** 助成)
 - 65歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種 **無料**
- ・ガン検診 **無料**
 - 胃がん検診(バリウム検査)
 - 胃がん検査(内視鏡検査)※50・60・70歳節目年齢該当者
 - 肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がん・前立腺がん検診
- ・肝炎検査 **無料**
 - B型・C型肝炎ウイルス
- ・新生児聴覚検査 **無料**
 - 対象児:平成30年4月1日以降生まれ
- ・特定健康診査 **無料**
 - 生活習慣病予防の健診(石井町国民健康保険加入の方)



【長寿社会課】 TEL:088-674-6111

長寿

- ・高齢者外出支援事業(75歳以上自家用車を所有していない方)
 - タクシー券 **300円×12枚**
 - バス券 **100円×12枚**
- ・敬老祝金
 - 88歳 **1万円**
 - 100歳 **3万円**
- ・家族介護慰労金
 - 要介護4・5判定の在宅高齢者の家族 **10万円**

【福祉生活課】 TEL:088-674-1116

福祉

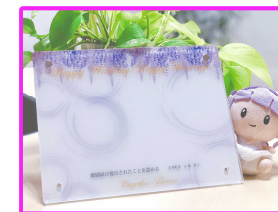
- ・犬・猫の避妊去勢手術補助
 - 1頭につき **5,000円**



【住民課】 TEL:088-674-1114

住民サービス

- ・窓口業務時間延長サービス(要予約)
 - 業務時間内に来庁できない町民の方に対し、予約制により木曜日の窓口業務を延長します。
- ・婚姻記念品贈呈サービス
 - 石井町に婚姻届を提出された方に、「写真立て」をプレゼントします。
- ・出生記念品贈呈サービス
 - 石井町に出生届を提出された方に、お子様の誕生記念として「おむつケーキ」をプレゼントします。
(生まれた子の住所が石井町に限る)



【建設課】 TEL:088-674-1117

お家のこと

- ・住まいのリフォーム応援事業
 - 自ら居住するための住宅改修 **20万円** (上限)
 - 多世帯同居等を開始する者の住宅改修**30万円** (上限)
- ・空き屋リフォーム助成補助 **50万円** (上限)

【環境保全課】 TEL:088-674-6842

- ・電気式生ごみ処理機等購入補助
 - 生ごみ軽量化のため機械等購入補助 **3万円** (上限)
- ・粗大ごみ収集サービス
 - 独居老人・持ち込み手段のない方の粗大ごみを収集します。
(住民課にも申請用紙があります。)